様式第１号（第４条関係）

袖ケ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

年　　月　　日

袖ケ浦市長　　様

私達は、袖ケ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第４条第１項の規定により、次に掲げる事項を届け出ます。

また、この届出内容確認のため、市が私達の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 届出者 |
| フリガナ |  |  |
| 氏　　名 |  |  |
| フリガナ |  |  |
| 通称名(※１) |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 住　　所 |  |  |
| 電話番号 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | ファミリーシップ対象者(※２) |
| フリガナ |  |  |
| 氏　　名 |  |  |
| 子又は親等 | □子／□親／□その他市長が認める者 | □子／□親／□その他市長が認める者 |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 住　　所 |  |  |

※１　通称名は、使用を希望する方のみ記入してください。

※２　ファミリーシップ対象者がいる場合には、記入することができます。

なお、満１５歳以上の方は本人が自署してください。

※裏面も御記入ください。

届出に当たり、次に掲げる事項について、必ずお二人で確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 確認事項（該当項目に「✓」を付してください。） |
| 関係性 | パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する意思があること。(1)　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係をいう。(2)　ファミリーシップ　パートナーシップの関係にある者が双方又は一方に子又は親等を含め、家族として日常生活において相互に協力し合うことを約束した社会生活関係をいう。 | □ |
| 年齢要件 | 双方が民法第４条に規定する成年に達している者であること。 | □ |
| 住所等要件 | 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。(1)　双方又は一方が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。(2)　双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から３か月以内に本市への転入を予定していること。 | □ |
| 配偶者等の有無 | 現に婚姻していない者であること。 | □ |
| 届出をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。 | □ |
| 届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップが形成されていない者であること。 | □ |
| 近親者等の確認 | 民法第７３４条から第７３６条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。 | □ |
| この制度は法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| 遵守事項 | 内容（内容を御理解いただけたら「✓」を付してください。） |
| 証明カードの再交付 | 紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、袖ケ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等再交付申請書を提出すること。また、証明カードの再交付を受けた後において、紛失した証明カードを発見したときは、速やかに発見した証明カードを返還すること。 | □ |
| 証明カードの返還 | パートナーシップを解消したとき、又は市内居住要件を満たさなくなったとき等は、返還届に証明カードを添付し返還すること。 | □ |
| 届出の無効 | 次に掲げる場合で、市長が証明カードを無効としたときは、当該証明カードを返還しなければならないこと。(1)　偽りその他不正な手段により証明カードの交付を受けたとき。(2)　証明カードを不正に利用したとき。(3)　第３条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。 | □ |

※処理欄（記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本人確認書類 | □個人番号カード　□旅券□運転免許証□官公署発行免許証等（　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　） | □個人番号カード　□旅券□運転免許証□官公署発行免許証等（　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　） |